

< 6年間保存 >

令和5年度

新座市立野火止小学校  
PTA会則

## 新座市立野火止小学校 P T A 会 則

### (名 称)

第 1 条 この会は新座市立野火止小学校 P T A といい、事務所を野火止小学校に置く。

### (目的及び活動)

第 2 条 この会は保護者と教師が協力して学校と家庭及び社会における児童の幸福な成長をはかるとともに会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よりよい保護者、教師になるよう努める。
2. 保護者と教師の聡明な協力により児童の教育的環境をよりよくする。
3. その他目的達成に必要な活動をする。

### (方 針)

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的団体であって、その活動は非営業的、非宗教的、非政党である

1. この会の会員はその名において他の団体又は事業に関係してはならない。ただし児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関は除くものとする。
2. 学校の人事、その他管理事項に干渉しない。

### (会 員)

第 5 条 この会員となることができるものは次のとおりである。

1. 野火止小学校に在籍する児童の保護者又はそれに代わるもの。
2. 野火止小学校の校長及び教職員。

第 6 条 この会の会員は平等の義務と権利をもつ。

第 7 条 この会の会費は一会員につき月額 125 円とする。  
(特別の事情がある場合は免除することもある。)

### (構 成)

第 8 条 この会を構成する単位は学級及び地区とする。

1. 学級は 3 名の代表役員を選出する。
2. 各地区は支部長を選出するほか、班を組織し班長を定め連絡調整を密にして地区活動を行う。

### (経 理)

第 9 条 この会の活動に要する経費は会費及びその他の収入によって、支払われる。

第 10 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (役員及び職務)

第 11 条 この会の役員及び役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長 1 名又は 2 名は、会務を総理し会を代表する。
2. 副会長若干名 (T 会員を含む) は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3. 役員は会員から選ばれ、他の役員及び監査委員を兼ねることはできない。
4. 上記、各役職の人数は、年度によりその限りではない。

第 12 条 役員を選出は運営委員会で選出方法を決め、かつ選出し、総会の承認を得る。

第 13 条 役員任期は原則 1 年であるが、再任を妨げない。

(会計監査)

第 14 条 この会の経理を監査するために 2 名の監査委員を置く。

第 15 条 監査委員は前年度の会計職の 2 名を選出し、運営委員会および総会での承認を得る。

第 16 条 会計監査は年 2 回行う事とするが、必要がある場合は臨時に行うことができる。

第 17 条 監査委員は監査の結果を総会に報告しなければならない。

第 18 条 監査委員の任期は 1 年とする。

(運営委員会)

第 19 条 運営委員会は役員、学級代表役員・各部代表（専門部部长・校外部部长）並びに T 会員代表とで構成し、必要回数開き、この会の運営にあたる。

第 20 条 学級活動、地区活動及び専門部活動については運営委員会に於いて定める。

第 21 条 この会の活動を円滑にするため、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第 22 条 運営委員会の細部については細則で定める。

(総 会)

第 23 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関とする。

1. 総会には毎年度初めに開かれる定期総会と必要によって開かれる臨時総会とがある。

第 24 条 定期総会での議決事項及び承認事項は次のとおりとする。

1. 前年度における事業ならびに会計決算に関する事。
2. 新年度における事業ならびに予算に関する事。
3. 役員及び監査委員の承認に関する事。
4. 会則の改正に関する事。
5. その他、重要な事項に関する事。

第 25 条 総会では会員の 1/3 以上の出席（委任状を含む）がなければ、議決することができない。

第 26 条 臨時総会は運営委員会の議決又は会員の 2/3 以上の要求があった時に開催されるが、必要事項以外の議決は行わない。

(細 則)

第 27 条 この会の運営に関して必要な細則を決めることができる。

細則は運営委員会の議決を経て定め、又は改正される。

(改 正)

第 28 条 この会の会則の変更は総会の議決を得なければできない。又改正案は総会開催日の

5 日前までに全会員に知らせなければならない。

## 附 則

1. この会則は昭和 47 年 5 月 9 日より施行される。
2. 昭和48年5月26日 第 8 条 第12条の 1 の一部変更
3. 昭和49年5月11日 第13条 第17条 第18条 第19条 第22条 第23条 第24条  
第28条 第31条 第34条 第39条 第40条の一部変更
4. 昭和50年5月 1日 第 8 条一部変更
5. 昭和51年4月24日 第24条一部削除
6. 昭和53年4月25日 全面改正
7. 昭和58年4月28日 第19条一部変更
8. 昭和59年5月 8日 第 8 条一部削除
9. 平成元年4月28日 第 8 条一部削除 第19条一部変更
10. 平成 3年4月26日 第 7 条 改正
11. 平成 4年4月28日 第 8 条の 2 第11条の 2 第13条 第19条 第20条の一部変更
12. 平成14年4月26日 第11条の 4 挿入
13. 平成20年1月18日 第 8 条 第 19 条の一部変更
14. 平成25年3月11日 第 8 条の 1 第 11 条の 1 第 13 条 第 18 条 第 19 条の一部変更  
第 27 条の改廃
15. 平成26年4月24日 第 7 条 第 19 条の一部変更
16. 平成28年4月27日 第 15 条 第 19 条の一部変更
17. 令和 5 年 4 月 26 日 第 11 条の一部変更

## 新座市立野火止小学校 P T A 細則

### (目 的)

第 1 条 この細則は新座市立野火止小学校 P T A 運営ならびに活動の細部について定めることを目的とする。

### (構 成)

第 2 条 地区は新清会、西武、菅沢、野火止とし、区分については年度毎に編成する。

### (役員任期及び補充)

- 第 3 条
1. 役員任期は、同一の職については、原則 3 年を限度とする。
  2. 役員及び会計監査委員に欠員及び補充が生じた場合は、臨時に特別委員会を開き後任者を決定することができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。
  3. 会の円滑な運営を計るため相談役を置くことができる。

### (運営委員会)

- 第 4 条
1. この会の運営ならびに活動に関する事。
  2. 総会に提出する議案等に関する事。
  3. 役員選出に関する事。
  4. 専門部委員会の構成に関する事。
  5. 細則の制定、改廃に関する事。

### 学級役員)

第 5 条 会則第 20 条に規定する専門部は、第 1 回運営委員会もしくは必要に応じて事前に招集し構成する。

- 第 6 条
1. この会は現状に即した形で、前例にとらわれることなく、子どものために資するように運営されなければならない。
  2. 役員はその職務を全うする際に、自身、および他の役員の家庭生活、家族や自身の健康を阻害することがあってはならない。
  3. 前項の規定に反する職務は、これを再考し、負担が軽減できるように努めなくてはならない。
  4. 専門部委員会の構成に関する事。

5. 前項の規定に反する職務は、これを再考し、負担が軽減できるように努めなくてはならない。

(選考委員会)

第 7 条 会長の選出は選考委員会を定めて選出する。

(会議及び集会)

第 8 条 会則第 19 条（運営委員会）の構成は、総務部・学年部・専門部部长・校外部部长とする。

第 9 条 会則第 19 条 第 21 条に規定する以外の会議及び集会には、役員会、学級集会、地区集会等があり、必要によって学年集会を開くことができる。

第 10 条 役員会は、会の総務的な内容を審議し企画立案等を行う。また学年部・専門部部长も出席することができる。

第 11 条 学級、学年、地区集会は、それぞれの代表が会長と連絡をとって開催する。

第 12 条 校長はすべての会議に出席することができ、意見を述べることができる。ただし表決には加わらない。

(活動の届け及び承認)

第 13 条 学級、学年ならびに地区を単位として活動する時には、あらかじめ会長に届けるものとする。

第 14 条 前条に掲げる活動のうち特に児童を参加させるものについては、会長、校長に届出、許可を受けなければならない。

(慶弔に関すること)

第 15 条 この会の慶弔に関する基準は次のとおりとする。

1. 会 員

(1) 死亡の場合 10,000 円

(2) 火災の場合 5,000 円

2. 児童

死亡の場合 10,000 円

3. 教職員の退職の場合 5,000 円

4. その他

会として必要性を生じたときは役員会で協議して決め、運営委員会に報告し了解を得る。

(旅費規定に関すること)

第 16 条 この会を代表して出張した時は、必要に応じ交通費実費を支払う。  
(会費徴収について)

第 17 条 この会の会費は児童を通して学校で集める。

1. 徴収の時期は運営委員会で決める。
2. 転入学に係る会員の会費は転入学に属する月から徴収する。
3. 原則として、徴収した会費は返却しないものとする。

## 附 則

昭和49年5月11日	第 2 条の一部変更
昭和52年4月26日	第 3 条の一部挿入
昭和53年4月25日	会則改定
昭和54年3月17日	細則第 2 条一部変更
昭和56年3月25日	細則第 2 条一部変更
昭和60年4月26日	細則第 2 条一部変更
昭和62年5月13日	細則第 2 条一部変更
平成元年4月28日	細則第 4 条一部挿入 細則第 5 条～7 条挿入
平成 2年4月27日	細則第 9 条一部挿入
平成 3年4月26日	細則第14条の 2、3 一部挿入
平成 4年3月17日	細則第 3 条 第 7 条 第 9 条 第10条 第15条 第16条の一部変更
平成10年3月17日	細則第 2 条 第14条 第15条の一部変更
平成11年3月 9日	細則第16条変更
平成20年1月18日	細則第 5 条 第 6 条 第 7 条 第 9 条 第 14 条の一部変更
平成25年3月11日	細則第 3 条の 1 第 5 条 第 14 条の一部変更
平成28年4月27日	細則第 5 条の一部変更
平成30年4月25日	細則第6条の追加